

【年末年始】町有施設の休館・休業のお知らせ

年末年始の町有施設・各種業務は、次の通りお休みいたします(通常休館・休業日を含みます)。
○=開庁・開館・営業・運行、△=営業時間変更、×=閉庁・休館・休業・運休

施設・業務	令和2年12月				令和3年1月				
	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)
役場庁舎	○	○	×	×	×	×	×	×	○
さんさん館	○	○	×	×	×	×	×	×	○
中央公民館	×	○	×	×	×	×	×	×	○
農トレ	×	○	×	×	×	×	×	×	○
町民会館	×	○	×	×	×	×	×	×	○
児童館	○	○	×	×	×	×	×	×	○
公衆浴場	×	○	○	△	×	×	×	×	○
	※12月31日(木)は正午から午後4時まで営業。								
木材工芸館キノス	○	×	×	×	×	×	×	×	×
ネイチャーセンター	期間中休館ですが、各種体験プログラム、ガイドツアーは随時実施いたします(要事前予約)。								
施設・業務	28日(月)	29日(火)	30日(水)	31日(木)	1日(金)	2日(土)	3日(日)	4日(月)	5日(火)
道の駅あいおい	○	×	○	×	×	×	△	△	△
	※1月3日～5日は午前10時から午後3時まで営業。1月6日～8日は休業。								
まちバス	通常通り			×	×	×	×	通常通り	
	※予約運行(相生線は一部予約無しで乗車できます)。まちバス直通電話 ☎76-2166								
ごみ収集	通常通り			×	×	×	×	×	通常通り
生ごみ直接搬入	×	○	×	×	×	×	×	×	○
一般廃棄物処分場・リサイクルセンター・クリーンセンター	○	○	○	×	×	×	×	×	○
水道業務	水道給水直接業者にお申し出ください。年末年始は次の業者が担当します。			(株)そうけん津別支店 ☎77-3215	×	(株)四ツ輪工業 ☎73-3673			※元日は業者も休業。

地産地消に取り組む 給食センターに密着！

現在インターネットで公開中！ 町のHPをご覧ください

津別町の子どもたちのお昼を支える「給食」。給食センターでは毎日350食以上、どんな献立も決まった時間に作り上げる調理員さんの姿が！ 収穫の時期に行われるのは、全ての食材が津別で作られたオール津別給食！ 一体どんなメニューになるの？ 生産者、栄養教諭、調理員…そこには子どもたちに対する様々な願いがありました。ぜひご覧ください！



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

職員がレポートに挑戦 《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》
問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151 (内線243)



心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。
気軽にお問い合わせください。

津別町社会福祉協議会 ☎76-1161

北海道最低賃金は据え置き

北海道内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)及びその使用者に適用される北海道最低賃金は次のとおりです。

【最低賃金】

引き続き 時間額 **861円**

(効力発生年月日 令和元年10月3日)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金は算入されません。
- 特定の産業(処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業、他)で働く者には北海道の特定(産業別)最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 北見労働基準監督署 ☎0157-88-3983

メール配信システム ささえねっと@つべつ

ささえねっと@つべつでは、配信してほしい情報を下記の項目から選んでいただき、登録されたメールアドレスに情報を配信させていただきます。

- ①お年寄りの「行方不明者情報」(必須)
- ②日ごろの暮らしに役立つ「防災・防犯情報」(必須)
- ③町内で開催予定の「イベント情報」
- ④ヒグマが現れたときにお知らせする「ヒグマ情報」

登録情報は下記のとおりです。

- ①touroku@infotown.tsubetsu.jpへ空メールを送信。
 - ②確認メールが届きますので、そのメールの指示に従い登録を進めてください。(迷惑メール設定をしている場合届かないことがありますので、解除後再度空メールを送信してください)
- ※QRコードからでもアクセスできます。



※11月に発生しました新水の情報もささえねっと@つべつを通じて配信していました。安心・安全な町づくりのため、皆様の登録をお願いします。

介護保険の認定者も障がい者控除を受けられます

障がい者控除とは

本人または扶養親族が障がい者に該当する場合、確定申告などにより障がい者控除として所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

障がい者控除対象者認定書について

障がい者控除の対象となる方は、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けている方ですが、手帳の交付を受けられない方でも、要支援・要介護認定を受けている65歳以上の方で「**身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると町長が認定した方**」には、申告をすることで障がい者控除を受けることができる「障がい者控除対象者認定書」を交付します。

この障がい者控除の適用を受けようとする場合には、介護保険の主治医意見書などの要介護認定資料の記載内容を確認しますので、保健福祉課介護保険係へ申請してください。

※要介護認定を受けている方でも障がい者控除の対象にならない場合があります。また、本人及び扶養親族の所得税や住民税が非課税の場合は、該当になりません。

※介護認定の判定区分に変更が生じた場合には、再度申請が必要となります。

認定内容		認定基準
障がい者控除対象者	知的障がい者(軽度・中度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」に該当
	身体障がい者(3級～6級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「A」に該当する
特別障がい者控除対象者	知的障がい者(重度)に準ずる	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」から「M」に該当
	身体障がい者(1級・2級)に準ずる	障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)が「B」及び「C」に該当する

問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係⑬番窓口 ☎76-2151 (内線230)